

佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体及び新設工事		特記仕様書	
I 工事概要			
1 工事場所		多久市	
2 建物概要			
建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)
管理厚生棟	RC造	1階	
消防法施工令別表第一			
3 工事種目及び工事科目 (○印の付いたものが対象工事)			
建物別及び屋外	工事種目		
工事項目	屋内		屋外
・空気調和設備	一式	一式	一式 一式
・換気設備	一式	一式	一式 一式
・排煙設備	一式	一式	一式 一式
・自動制御設備	一式	一式	一式 一式
・衛生器具設備	一式	一式	一式 一式
・給水設備	一式	一式	一式 一式
●排水設備	一式	一式	一式 改修一式
・給湯設備	一式	一式	一式 一式
・消火設備	一式	一式	一式 一式
・厨房機器設備	一式	一式	一式 一式
・ガス設備		一式	一式 一式
●浄化槽設備	一式	一式	一式 改修一式
●撤去工事	一式	一式	一式 改修一式
4 指定区分 ○無 ・有(工期:令和 年 月 日) (一部完成) (対象部分:)			
5 設備概要			
本工事における、工事項目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない○印のものが該当する			
方式及び種別	設備概要		
空調方式	・空気調和 ・単一ダクト方式 ・全空気方式		
主要熱源機器	・小型吸収冷水機ユニット ・直だし吸収冷水機 ・空冷ヒートポンプユニット		
自動制御方式	・電気式 ・電子式 ・デジタル式		
給水方式	・高置タンク方式 ・水道直結方式 ・ポンプ直送方式		
排水方式	建物内の汚水と雑排水 (・分流式 (系統))		
	ポンプ排水 ・有 (・汚物 ・雑排水 ・湧水) ・無		
	建物外 放流先		
	(1) 汚水	直放流下水管	○浄化槽
	(2) 雑排水	直放流下水管	○浄化槽
消火設備の種類	・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備		
	・連結放水設備 ・連結送水管設備 ・不活性ガス消火設備 (・)		
ガスの種類	・都市ガス (種別 発熱量 MJ/m3 供給事業者)		
	・液化石油ガス		
II 工事仕様			
1 共通仕様			
1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。) 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。) 及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。) による。			
2) 電気設備工事及び建築工事を本工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。 なお、電気設備工事の工事仕様は(E / 01) 図、建築工事の工事仕様は(/) 図による。			
2 特記仕様 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印のものを適用し特記事項のうち選択する事項は、・に○印のものを適用する			
章	項目	特記事項	
●一般共通事項	●材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 図面に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員に承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整理していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。	

●環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝剤、断熱材、塗料、仕上剤は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放熱量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性(フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。																																																		
●電気保安技術者	(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放熱量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ○要 ・不要																																																		
●技能士の適用	○配管施工(配管工事) ・建築板金施工(ダクトの製作及び取付) ・熱絶縁施工(保温工事) ・厨房設備施工(厨房工事) ・冷凍空調調和機器施工(冷凍空調器の据付及び整備)																																																		
●監督職員事務所	○設けない ・設ける ・既存の建物内の一部を使用する○構内に設置する(・10 ・20) m程度																																																		
○足場その他	・別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置とする。 ・内部仮設足場等(・ 種 ・ 種)建築図参照 ・外部仮設足場等(・ 種 ・ 種) ・電気設備工事 ・建築工事 で設置する。																																																		
●工事用仮設備	構内につくることが(○)できる ・できない)																																																		
●工事用電力水その他	本工事に必要な工事用電力、水、及び官公署その他への諸手続などの費用は、すべて請負業者の負担とする。																																																		
●埋戻し土・盛土	○掘切り土の中の良質土(ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ○山砂の類																																																		
●機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集(令和4年版)によるほか、監督職員の指示による。																																																		
●総合試運転調整	●本工事 ・別途 調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。) ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度の測定 ・騒音の測定 ○飲料水の水质測定 ・雑用水の水质測定 ・室内気流及びびじんあいの測定																																																		
○電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく、特記のないもの電動機の保護規格は製造者規格による標準品としてよい。																																																		
●容量等の表示	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。																																																		
○耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)」による。 (1) 機器の据付及び取付け 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に地域係数及び次に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 設計用水平地震度																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">・特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階、屋上</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水槽類(※)</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類(※)</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所		耐震安全性の分類				・特定の施設		○一般の施設				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水槽類(※)	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0		水槽類(※)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所				耐震安全性の分類																																															
		・特定の施設		○一般の施設																																															
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																														
上層階、屋上	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																														
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																														
中間階	水槽類(※)	2.0	1.5	1.5	1.0																																														
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																														
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																														
	水槽類(※)	1.5	1.0	1.0	0.6																																														

○地中埋設機等	○地中埋設機等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機器</th> <th>1.0</th> <th>0.6</th> <th>0.6</th> <th>0.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類(※)</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの(平屋建の場合は無し) 重要機器は次のものを示す。 ・給水機器 ・排水機器 ・換気機器 ・空調機器 ・熱源機器 ・防災設備 ・監視制御装置 ・危険物貯蔵装置 ・火を使用する設備 ・避難経路上に設置する機器 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (3) 重量1kN以下の軽量な機器の耐震支持については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)に準拠あるいは同等な設計用地震力に耐える方法で設計・施工すること。</p>		機器	1.0	0.6	0.6	0.4	1階及び地下階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類(※)	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4															
1階及び地下階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6															
	水槽類(※)	1.5	1.0	1.0	0.6															
○保温	○保温	・共同溝内保温は、標準仕様書第2編の施工箇所()を適用する。 ・多湿箇所(天井内共)は下記の場所とする。 ・浴室(ユニットは除く)・脱衣室・厨房(天井内は除く)・シャワー室																		
○塗装	○塗装	下記の配管、ダクトは塗装を行う。 ・屋外露出() ・屋内露出()																		
○電線類	○電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編 1. 5. 1表4. 1. 11による。																		
○天井仕上区分	○天井仕上区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。																		
●施工調査	●施工調査	事前調査 ○本工事 ・別途 調査項目 ・アスベスト含有調査 調査範囲 ○図示 ○施工範囲 調査方法 ・図示 ○既存図面調査及び目視調査 はつり作業及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 既存配管を含む部分の試験 ・不要 ○要(方法及び圧力:)																		
●試験	●試験	図面に特記なき場合は、工事区分表による。																		
●他工事又は他工程との取り合い	●他工事又は他工程との取り合い	ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。																		
○配管	○配管	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ・呼び径 60Su 以下(SAS 322を満足した継手) (2) 溶接部の非破壊検査 ・不要 ・要 (検査の種類: 抜取率 %)																		
●建設発生土の処理	●建設発生土の処理	・構内敷きならし ・構内指定場所への堆積 ○構外搬出・再利用を図る																		
○特定建設資材等の処理	○特定建設資材等の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>受け入れ場所</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td>真生工業(株)</td> <td>7.3km</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に示す受け入れ場所・搬出距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。</p>	分類	受け入れ場所	搬出距離	建設発生土	真生工業(株)	7.3km												
分類	受け入れ場所	搬出距離																		
建設発生土	真生工業(株)	7.3km																		
○分別解体の方法	○分別解体の方法	本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律104号)の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。 ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議する。分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 (1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び住所 (3) 再資源化等に要した費用																		
○分別解体の工程	○分別解体の工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建設設備・内装材等</td> <td>建設設備・内装材の取り外し</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(・有 ・無)</td> <td>・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>その他の取り壊し</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(・有 ・無)</td> <td>・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別解体の方法	・建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取り外し	・手作業		(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用	・その他()	その他の取り壊し	・手作業		(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用			
工程	作業内容	分別解体の方法																		
・建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取り外し	・手作業																		
	(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用																		
・その他()	その他の取り壊し	・手作業																		
	(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用																		
○特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をなす施設	○特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をなす施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>再資源化等をなす施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・7A7A材・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>再資源利用計画図及び実施書は、建設副産物情報交換システム(コプリス)にて作成し提出すること。</p>	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をなす施設の名称	所在地	・コンクリート			・コンクリート及び鉄から成る建設資材			・木材			・7A7A材・コンクリート					
特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をなす施設の名称	所在地																		
・コンクリート																				
・コンクリート及び鉄から成る建設資材																				
・木材																				
・7A7A材・コンクリート																				

○空気調和設備	○設計温湿度	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) はいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。 (2) 鋼板厚(・3.2mm ・4.5mm) ・低圧ダクト(・ コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・アングルフランジ工法)とする。 ・高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 図面に特記なき場合は低圧とする。 取り付け箇所は図示による。 (1) 内張りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内張りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。 (1) 防煙ダンパー 復帰方式(・遠隔 ・) 定格入力はDC24V以下とする。 (2) ビストンダンパー 復帰方式(・遠隔 ・) (1) 冷温水管 ・凡例による (2) 冷却水管 ・凡例による (3) 油管 ・凡例による (4) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ・凡例による (5) 空調用排水管 ・凡例による (6) 冷媒管 ・凡例による ・図示による(図面に特記の無き場合の呼び圧力は JIS 又は JV5Kとする。) ・ステンレス配管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 制御盤には、標準仕様書によるほか(・遠隔警報 ・電磁制御 ・)の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 ・通りダクト(保温の厚さ25mm、範囲は図示による) ・外気取り入れ用ダクト(保温の厚さ25mm、範囲は図示による) ・膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4の温水管の項による。 ・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・空調調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は標準仕様書第2編 3.1.5の排水管の項による。 ・冷媒管の外装の種類は次による。 屋外露出箇所 ・凡例による 屋外露出箇所 ・凡例による</p>		外 気		屋 内				温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏期	℃	%	℃	%	℃	%	冬期	℃	%	℃	%	℃	%
	外 気			屋 内																									
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																							
夏期	℃	%	℃	%	℃	%																							
冬期	℃	%	℃	%	℃	%																							
○鋼板製煙道	○鋼板製煙道	○鋼板製煙道																											
○ダクト	○ダクト	○ダクト																											
○スパイラルダクト	○スパイラルダクト	○スパイラルダクト																											
○風量測定口	○風量測定口	○風量測定口																											
○チャンバー	○チャンバー	○チャンバー																											
○ダンパー	○ダンパー	○ダンパー																											
○配管材料	○配管材料	○配管材料																											
○弁類	○弁類	○弁類																											
○油面制御装置	○油面制御装置	○油面制御装置																											
○保温及び消音内張	○保温及び消音内張	○保温及び消音内張																											
○集中リモコン・配線	○集中リモコン・配線	○集中リモコン・配線																											
○換気設備	○ダクト	○換気設備																											
○自動制御設備	○ダクト	○自動制御設備																											
○排煙設備	○ダクト	○排煙設備																											
○自動制御設備	○ダクト	○自動制御設備																											
○中央監視制御装置	○中央監視制御装置	○中央監視制御装置																											
○電気計装用配線	○電気計装用配線	○電気計装用配線																											
○衛生器具設備	○衛生器具設備	○衛生器具設備																											

設計変更年月日	1回 年 月 日	2回 年 月 日	3回 年 月 日	工 佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体及び新設工事	縮 尺 S=1	佐賀県農林水産部畜産課	番号 M
図 特記仕様書(機械設備)その1	設計R5年 月 日						01

○ 給水設備

○ 配管材料 (1) 量水器までの給水引き込み管(直結部分)水道事業者の指定(○凡例による)による。
(2) 地中埋設配管(○凡例による)
(3) 一般配管(○凡例による)
・親メーター(・貸与品)
・子メーター(・買い取り)
・水道事業者指定品(・貸与品 買い取り) 標準図MC形
・図示による。(図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS又はJV5Kとする。)
・ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
・水道直結部分の呼び圧力は、JIS又はJV10Kとする。
埋設深さ(管の上端深さ)は原則として、車両通行部(・600mm)その他の部分は、(・300mm)以上とする。
標準図(建物導入部の変位吸収配管要領)による。
・(a) ・(b) ・(c)
・別途工事 本工事
○残留塩素
・項目()

● 排水設備

● 配管材料 (1) 屋内 汚水管 ○凡例による
雑排水管 ○凡例による
通気管 ○凡例による
ポンプアップ管・凡例による
(2) 屋外 第一樹まで ○凡例による
樹間 ○凡例による
洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
台所流し等の床部分の配管は、ビニル管(RF-VP)でもよい。
取付位置は図示による。
・別途工事 本工事

○ 排水試験機手
○ 放流納付金等

○ 給湯設備

○ 配管材料 (1) 給湯管 ○凡例による
(2) 膨張管 ○凡例による
・図示による。(図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS又はJV5Kとする。)
・ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。

○ 消火設備

○ 配管材料 (1) 屋内消火栓 一般 ○凡例による 地中 ○凡例による
(2) 連結送水管 一般 ○凡例による 地中 ○凡例による
屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5のe2・(ハ)・VIIによる。
標準図(建物導入部の変位吸収配管要領)による。
・(a) ・(b) ・(c)

○ 保温
○ 建物導入部配管

○ 厨房設備

○ 機器の性能等 図示による。

○ ガス設備

○ 配管材料 ・都市ガス ガス事業者の供給規定による。
○ 液化石油ガス (1)一般 ○配管凡例による (2)地中
○ メーター ・親メーター(・貸与品)
・子メーター(・買い取り)
別途(・50kg ・ kg ・ kg) × 本
標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による 本組
標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)による。
・(a) ・(b)
○ 電気防食 ・要 不要
○ 引込負担金等 ・要(・別途工事 本工事) ・不要

● 浄化槽設備

● 型式 ○ユニット型 ・現場施工型
● 仕様等 図示による。

● 撤去工事

● 保温材 保温材は、配管・ダクトより分離する。
ダクト・配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。
● 金属類 (○機器類 ・ダクト ○配管 ・その他金属)の
処理は(・管理者に引き渡し ○構外搬出適切処理)とする。
・特別産業廃棄物(・)の処理は
(・別途 ・構外適切処理)とする。
● 石綿含有産業廃棄物(●配管用成形保温材 ・フランジ用ガスケット)
の処理は(・別途 ○構外適切処理)とする。
・上記以外のもの(・)の処理は
(・別途 ・構外適切処理)とする。
○ 冷媒(フロン類)の回収
・本工事 ・別途
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3に
より、次の書類を監督員に提出する。
・フロン回収行程管理表の写し
・特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し

工事請負者
フロン回収・運搬委託 回収証明書
処理費用支払い 業者登録書の写し

第一種フロン回収業者 フロン回収・運搬

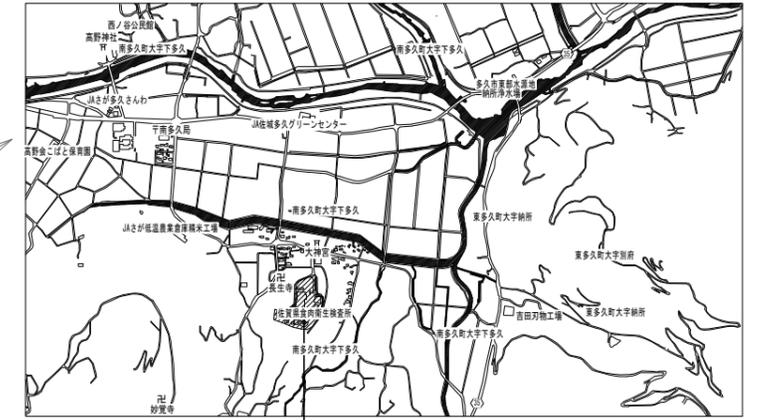
フロン類破壊業者 フロン破壊処分

(別表-1) 他工事との工事区分表

工 事 内 容		本工事	建築工事	電気設備 工事
機器の基礎	電気関係	屋内		
		屋外		
		屋上		
	テレビアンテナ基礎 避雷針の基礎 特記した基礎			
機械関係	屋内設備			
	屋上設備(梁台、アンカーボルトを除く)			
	屋外設備()			
	梁台・フタボルト 特記した基礎			
開口部	梁、床、壁 貫通スリーブ	補強を要するもの		
		補強を要しないもの		
	梁、床、壁 貫通部型枠	補強を要するもの		
		補強を要しないもの		
	軽鉄軌道下地 壁・天井ボルト 類の切込	補強を要するもの		
		補強を要しないもの (アウレットボックスは除く)		
	埋込形電盤、 端子盤等の型枠	補強を要するもの		
		補強を要しないもの		
	上記開口部の墨出し			
	上記開口部の補強			
点検口	床、壁、天井			
外部取付ダクト	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			
点検口	オイルサーピスタンの防油堤、タンク基礎			
床下水槽のマンホールふた				
ガス漏れ検知器				
消火栓組込み機器収納箱内配線整理用端子板				
通湯量の排水フード				
換気扇	本体			
	取付枠			
流し台	本体(排水トラップ共)			
	水栓			
浴槽				
身障者用便所手すり				
電 気 配 管 配 線	機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)			
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線			
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線			
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線			
	機器と付属操作スイッチ等との渡り配線			
	機器と付属操作スイッチ等との渡り配管			
	機器と付属操作スイッチ			
	機器と付属操作スイッチの埋込ボックス			
	煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパー及び排煙口に至る 配管配線			
	小便器用排水装置制御盤以降の配管配線			
自動ドア及び電動シャッターなどの制御部への電源供給				
自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の 配管配線及び操作スイッチ				
防火扉レリーズ				
電極棒				
配線ビッド及びふた				
別途機器などへの接続				
システム天井	ボード・Tバー			
	照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート			
電子錠	電気錠及び通電金具			
	テンキー及び制御盤			
浄化槽	杭工事			
	土工事 基礎工事 電気工事			
水道リモートメーターの配線				
水道リモートメーターの配線の組立と調査				

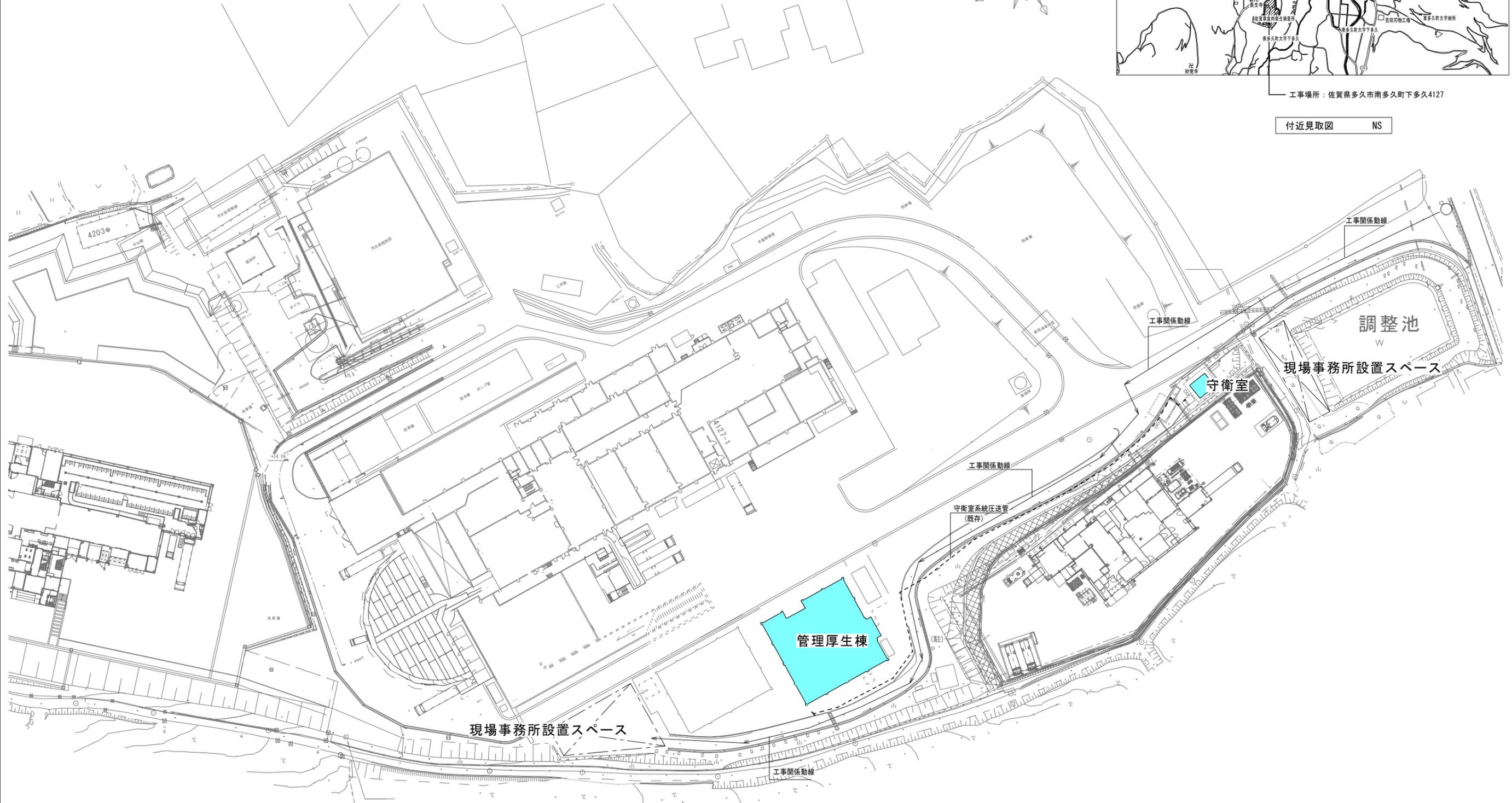
特記事項

- ※ 工事資材搬入、搬出は入口正門を使用することから、安全に配慮し施設内通行の関係者の動線と工事関係者の動線が交錯しないように工事期間は時間等を考慮すること。
- ※ 工事車両については、施設内最徐行を徹底すること。
- ※ 機器搬入、重機（クレーン）等の搬入、作業時は交通誘導員を入口正門に配慮して安全に留意すること。

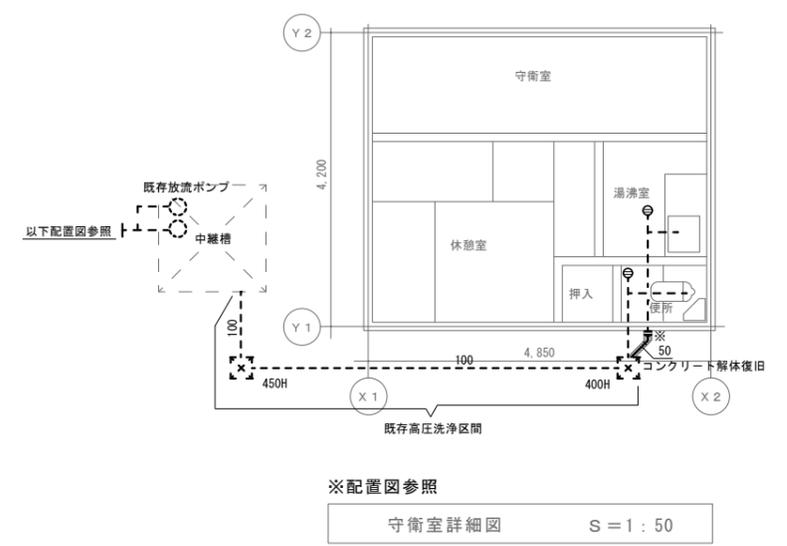
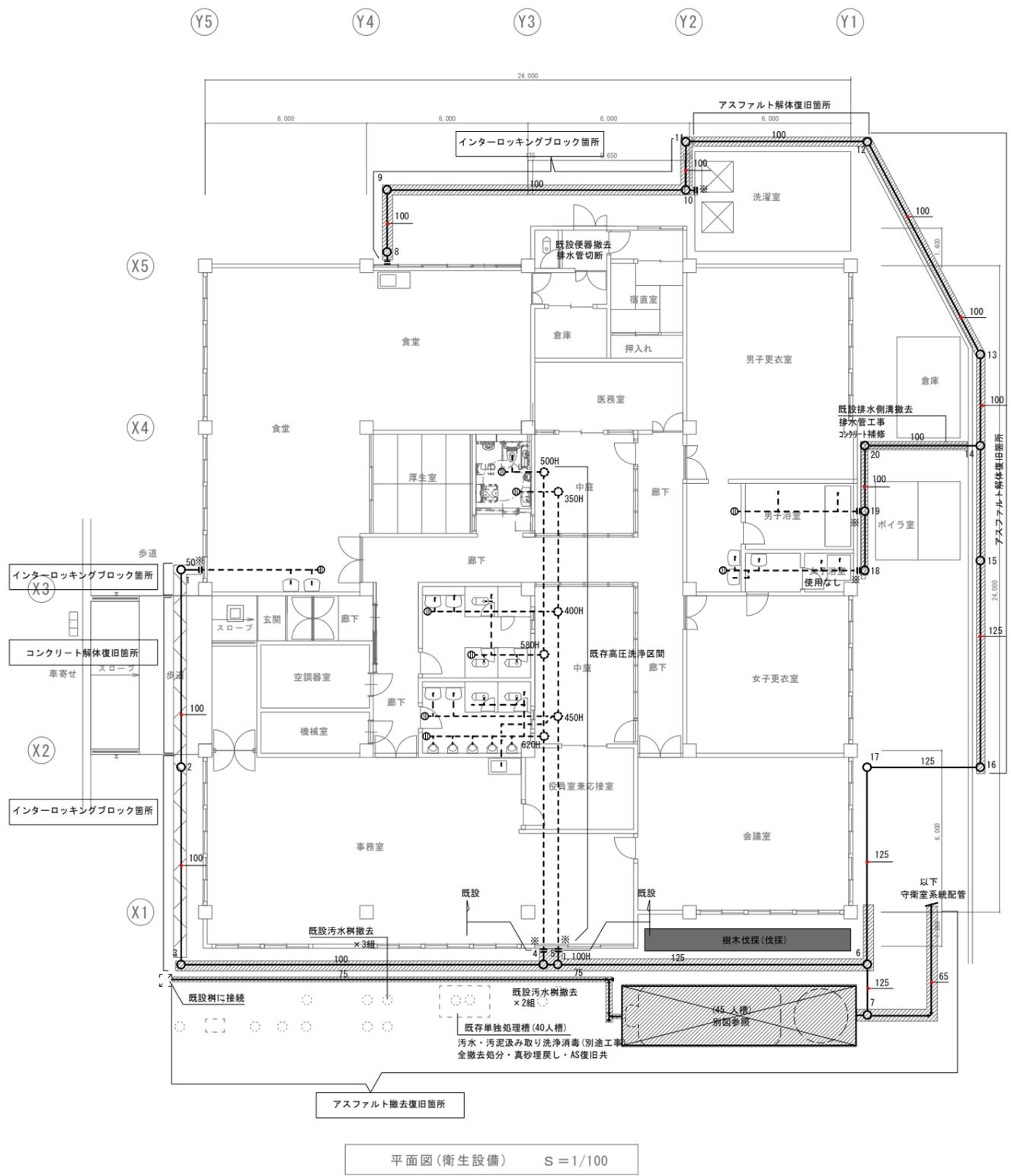


工事場所：佐賀県多良木市南多良木町下多良木4127

付近見取図 NS



	設計変更年月日	佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事	縮尺 S=1/1,000	佐賀県農林水産部畜産課	番 号 M	
	1回 年 月 日					設計86年 月 日
	2回 年 月 日					
	3回 年 月 日	全体配置図・付近見取り図			03	

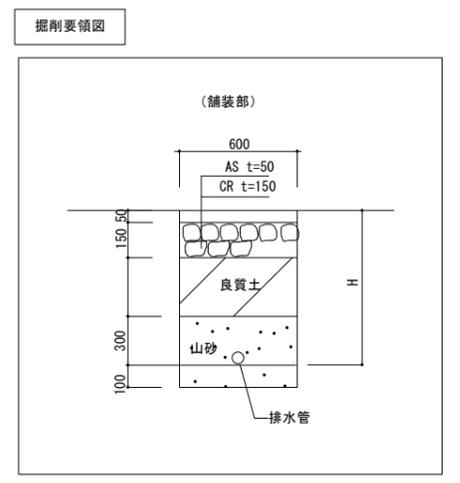


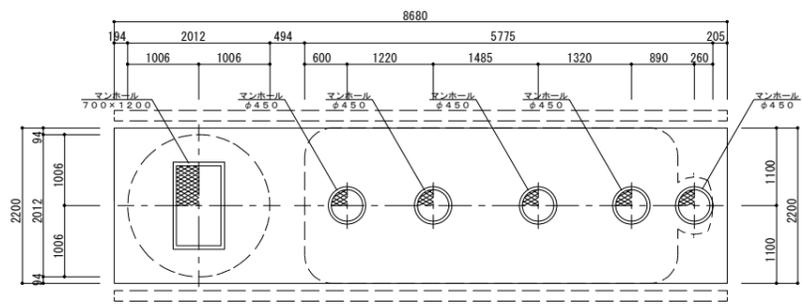
凡例

記号	名称	仕様
—	雑排水管	排水用硬質塩化ビニル管 (VP)
←	汚水管	排水用硬質塩化ビニル管 (VP)
—	屋外排水管	排水用硬質塩化ビニル管 (VU)

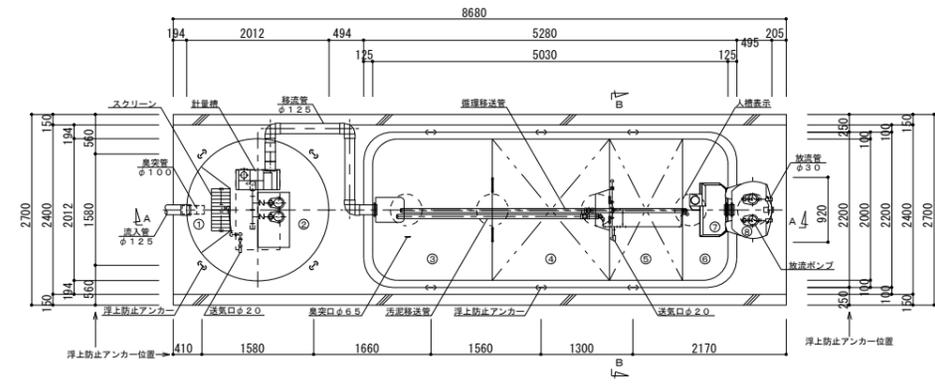
樹一覧表

記号	樹種別	参考管底	備考
1	小口径 100A×200Φ	400 H	ビニル蓋
2	小口径 100A×200Φ	490 H	ビニル蓋
3	小口径 100A×200Φ	580 H	ビニル蓋
4	小口径 125A×200Φ	720 H	ビニル蓋
5	小口径 125A×200Φ	1,100 H	ビニル蓋
6	小口径 125A×200Φ	1,230 H	ビニル蓋
7	小口径 125A×200Φ	1,260 H	防護蓋
8	小口径 125A×200Φ	300 H	ビニル蓋
9	小口径 125A×200Φ	340 H	ビニル蓋
10	小口径 125A×200Φ	460 H	ビニル蓋
11	小口径 125A×200Φ	490 H	ビニル蓋
12	小口径 125A×200Φ	570 H	防護蓋
13	小口径 125A×200Φ	670 H	防護蓋
14	小口径 125A×200Φ	710 H	防護蓋
15	小口径 125A×200Φ	760 H	防護蓋
16	小口径 125A×200Φ	850 H	防護蓋
17	小口径 125A×200Φ	910 H	ビニル蓋
18	小口径 125A×200Φ	350 H	ビニル蓋
19	小口径 125A×200Φ	390 H	ビニル蓋
20	小口径 125A×200Φ	410 H	ビニル蓋

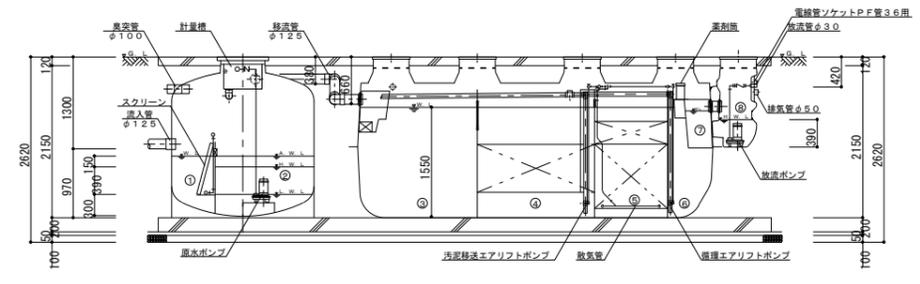




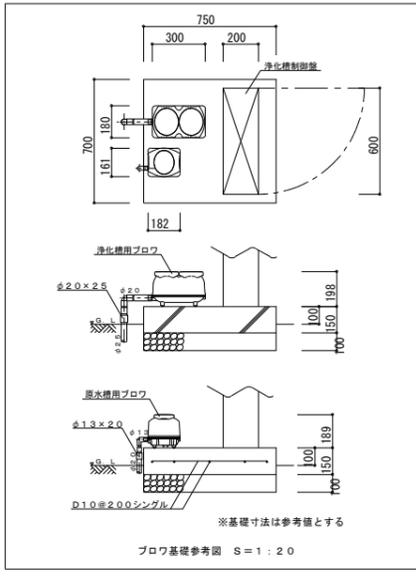
スラブ平面図 S=1:50



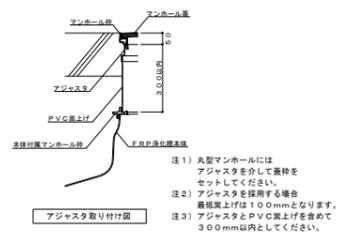
内部平面図 S=1:50



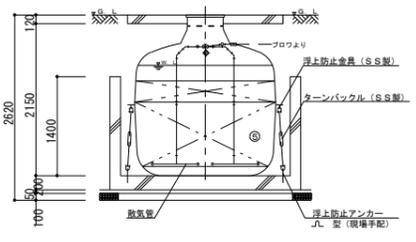
A-A断面図 S=1:50



プロウ基礎参考図 S=1:20



注1) 丸型マンホールにはアジャスタを分して蓋材をセットしてください。
 注2) アジャスタを採用する場合は蓋材厚さは100mmとなります。
 注3) アジャスタとPVC管上げを合わせて300mm以内としてください。



B-B断面図 S=1:50

処理方式	告示第1:嫌気濾床接触ばつ気方式			
流入水質	BOD 200mg/L	COD 100mg/L	T-N 45mg/L	SS 160mg/L
放流水質	BOD 20mg/L	COD 30mg/L	T-N 20mg/L	SS 15mg/L

原水ポンプ槽 [GP20]		※吊上目安重量: 600kg		
① ばつ気型スクリーン	有効容量	0.357 m ³		
② 原水ポンプ槽	有効容量	0.990 m ³		
原水槽用プロウ	吐出量	口径	消費電力	運転方式
	30L/min	φ13	20W	連続運転
原水ポンプ	吐出量	口径	出力	運転方式
	120L/min	φ50	250W	自動運転
槽本体	FRP			
パイプ類	PVC			
マンホール	鋳鉄製 ボルトロック			

参考仕様表			
処理対象人員	45人		
汚水量	9.00m ³ /d		
③ 沈殿分離槽	有効容量	4.750	m ³
④ 嫌気ろ床槽	有効容量	4.750	m ³
⑤ 接触ろ床槽	有効容量	2.962	m ³
⑥ 処理水槽	有効容量	1.625	m ³
⑦ 消毒槽	有効容量	0.105	m ³
⑧ 放流ポンプ槽	有効容量	0.105	m ³
総容量	有効容量	14.192	m ³

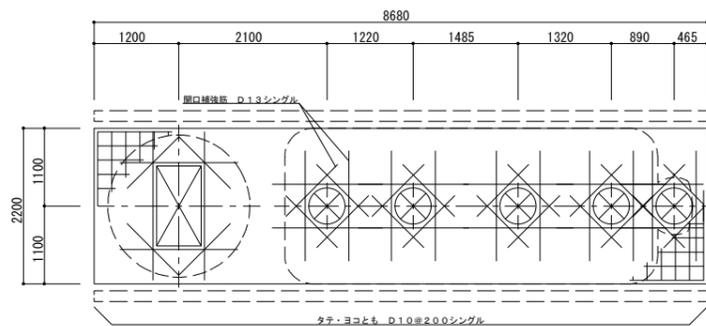
機器装置仕様				
プロウ	吐出量	口径	消費電力	運転方式
	30L/min	φ20	230W	連続運転
放流ポンプ	吐出量	口径	出力	運転方式
	100L/min	φ30	150W	自動交互運転
槽本体	FRP			
パイプ類	PVC、PPまたはPE			
ろ材	PPまたはPE			
マンホール	鋳鉄製 ボルトロック			
消毒剤	固形塩素剤			

配管仕様	露出配管 (プロウ廻り)	VP
	土中配管	φ40以下~VP・φ50以上~VU
	槽内配管	メーカー仕様

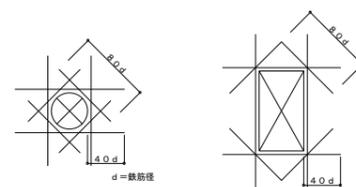
放流ポンプ槽配管仕様	
排気管	VU50
電線管	PFD36

(仕様・規格・寸法等は参考とする)

設計変更年月日	1回 年 月 日	2回 年 月 日	3回 年 月 日	工事名	佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体及び新設工事	縮尺	S=1/100・50	設計者	佐賀県農林水産部畜産課	番号	M
図面名	浄化槽構造図・仕様書			設計日	年 月 日					05	

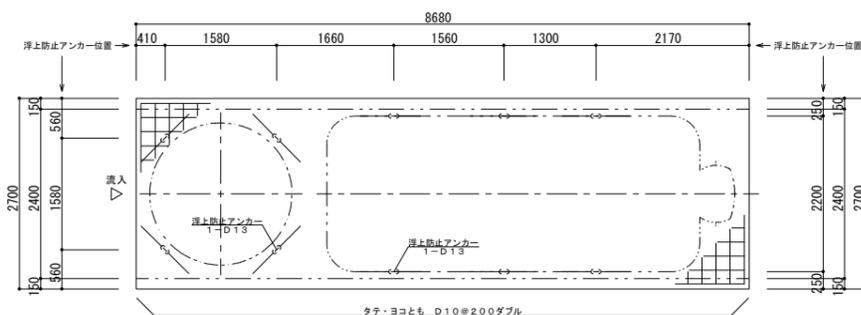


スラブ配筋図 S=1:50

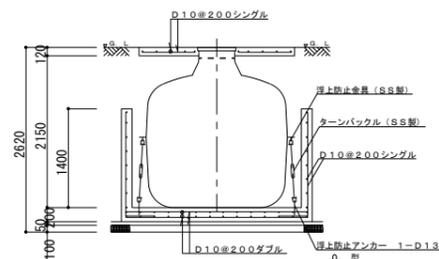


開口補強筋詳細図
(ダイヤモンド補強: D13シングル)

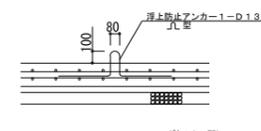
一般事項	
コンクリート	$F_c = 21 \text{ N/mm}^2$
鉄筋	SD295A
鉄筋かぶり	スラブ 40
	ベース 60
定着及継手	40d
地業	再生CR



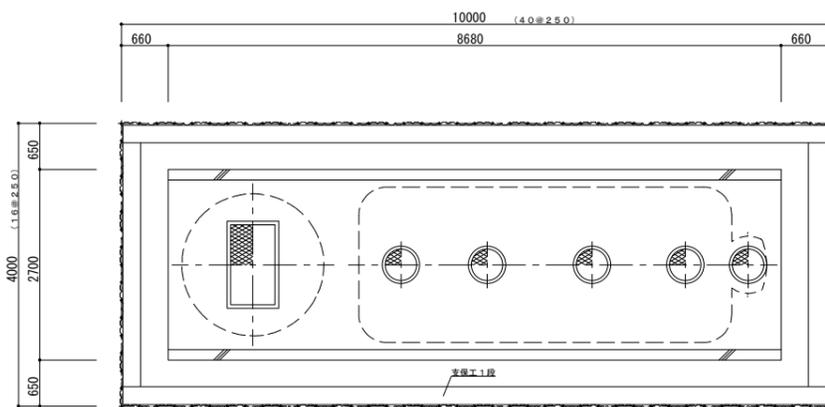
ベース配筋図 S=1:50



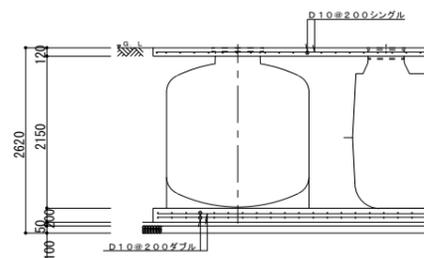
浄化槽断面配筋図 S=1:50



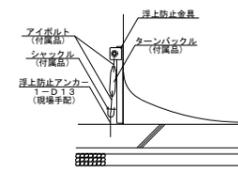
浮上防止アンカー詳細図 S=1:30
(計10ヶ所)



山管計画図 S=1:50
※参考図とします



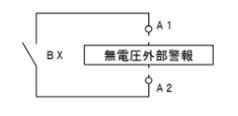
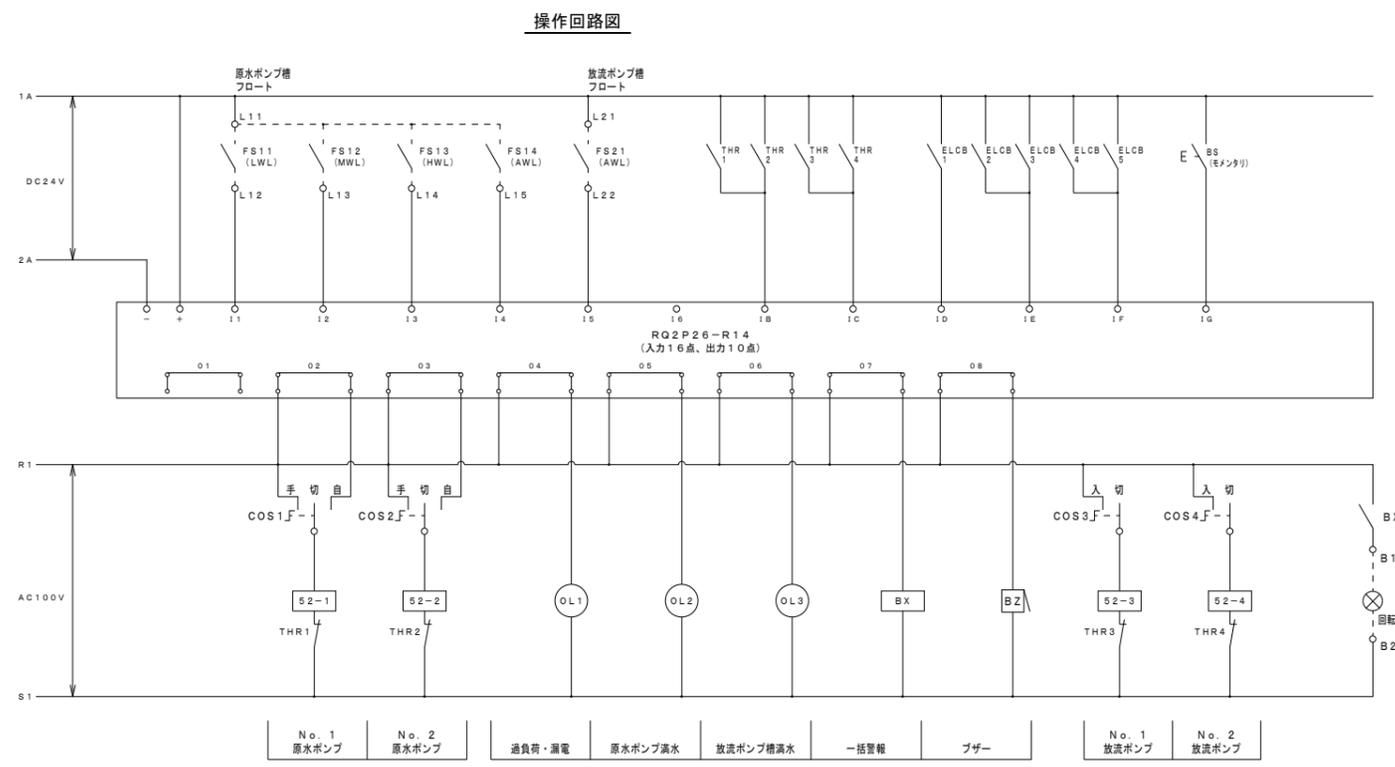
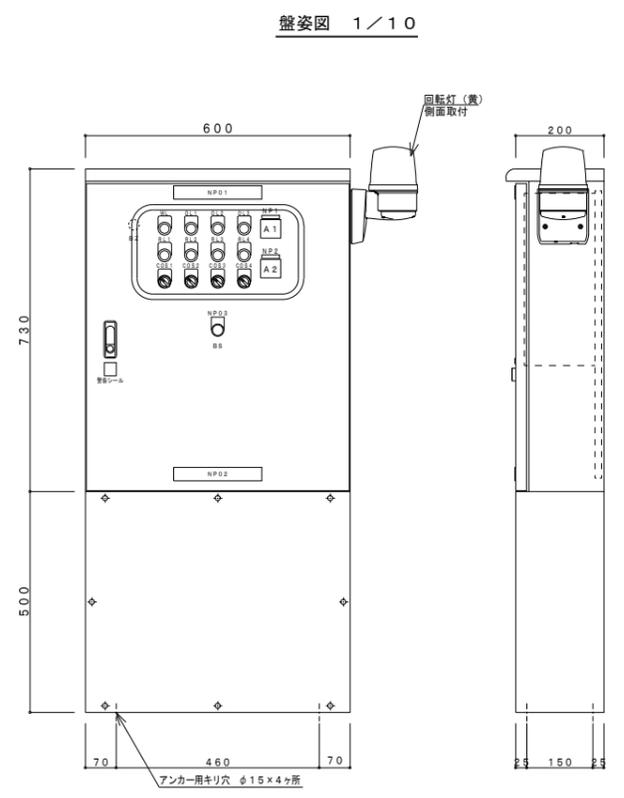
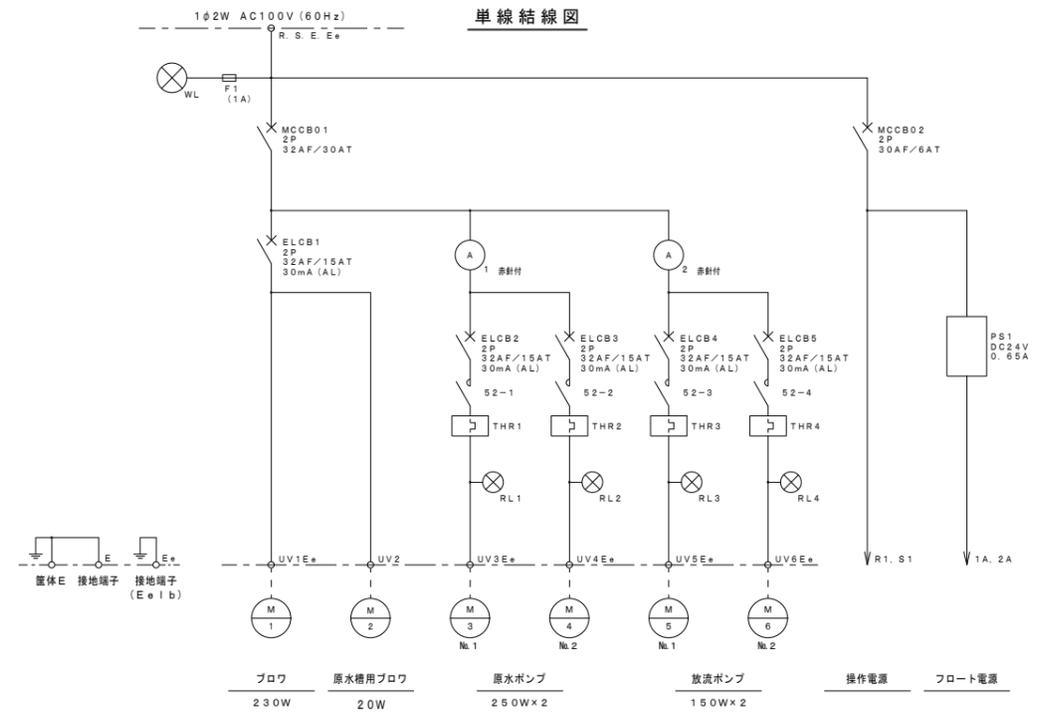
原水ポンプ槽断面配筋図 S=1:50



原水ポンプ槽浮上防止アンカー図 S=1:30

(仕様・規格・寸法等は参考とする)

	設計変更年月日	工事名 佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事	縮尺 S=1/100・50	佐賀県農林水産部畜産課	番 号 M	
	1回 年 月 日					設計R5年 月 日
	2回 年 月 日					
	3回 年 月 日	図面名 浄化槽配筋構造図・仕様書			06	



	設計変更年月日		工事名	編 尺	
	1回 年 月 日		佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事	S=	佐賀県農林水産部畜産課
	2回 年 月 日		図 面 名		
	3回 年 月 日		浄化槽制御盤・結線図	設計R5年 月 日	番号 M 07

佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体及び新設工事						特記仕様書
I 工事概要						
1. 工事場所 <u> </u> 多久市						
2. 建物概要						
	建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一区分	備考
	管理厚生棟	RC造	1			
3. 工事種目及び工事科目 (○印の付いたものが対象工事)						
	施工範囲別			工事種目		
工事科目	屋内					屋外
○電灯設備	改修一式					
・動力設備						
・電熱設備						
・雷保護設備						
・受変電設備						
・電力貯蔵設備						
・発電設備						
・構内情報通信網設備						
・構内交換設備						
・情報表示設備						
・映像・音響設備						
・拡声設備						
・誘導支援設備						
・テレビ共同受信設備						
・監視カメラ装置						
・駐車場管制装置						
・防犯・入退室管理設備						
・自動火災報知設備						
・中央監視制御装置						
・構内配電線路						
・構内通信線路						
・撤去工事						
・仮設工事						
4. 指定部分 <input type="radio"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (工期: 令和 年 月 日) (一部完成) (対象部分:)						
5. 設備概要						
設備方式は、 <input type="radio"/> に○印の付いたものを該当項目とする。						
電灯設備	1 照明器具	・一般照明	・非常照明 (・電源内蔵 ・電源別置)			
	2 EFS	・有	・無			
動力設備	1 設備概要	・空気調和	・暖房	・冷房	・浄化槽	
		・換気	・給排水	・消化	・排煙	
雷保護設備	1 受雷部	・突針	・棟上げ導体			
受変電設備	1 設備方式	・キュービクル式配電盤	・開放形配電盤			
	2 型式	・屋内型	・屋外型			
発電設備	1 発電機	・ () 相 () 線式 () V	・ 定格出力 () kVA	・ 運転時間 () 時間		
		原動機	・ディーゼル	・ガスタービン		
		燃料	・軽油	・灯油	・A重油	
	2 太陽光発電装置	・太陽電池アレイ公称出力 () kW	・系統連系 (有/無)			
	3 その他発電装置	・ () 発電装置	・ 定格出力 () kVA			
通信・情報設備	1 構内情報通信網装置	・ネットワーク管理装置	・ファイヤウォール			
		・リピータ	・ルータ			
	2 構内交換装置	・電子交換機	・ボタン電話装置			
	3 情報表示装置	・マルチサイン装置	・情報表示装置	・チャイム		
		・時刻表示装置	・出退表示装置			
	4 映像・音響装置	・映像装置	・音響装置			
	5 拡声装置	・一般放送用	・非常放送用			
	6 誘導支援装置	・音声誘導装置	・インターホン	・呼出装置		
	7 テレビ共同受信装置	・UHS	・BS	・CS	・有線 (CATV)	
	8 テレビ電波障害防除装置	・有	・無			
	9 監視カメラ装置	・カメラ	・ビデオモニタ	・タイムラプスVTR		
		・デジタルレコーダ				
	10 駐車場管制装置	・管制装置	・検知器	・信号灯		
		・警報灯	・発券機			
	11 防犯・入退室管理装置・制御装置	・制御装置				
	12 自動火災報知装置	・P型受信機	・R型受信機			
	13 自動閉鎖装置	・防火戸用	・防火シャッター用	・防煙ダンパー用		
	14 非常警報装置	・埋込形	・露出形			
	15 ガス漏れ火災警報装置	・液化石油ガス用	・都市ガス用			
中央監視制御設備	1 方式	・警報盤	・簡易型監視制御	・監視制御		
構内配電線路	1 ふ設方式	・架空線式	・地中埋込式			
構内通信線路	1 ふ設方式	・架空線式	・地中埋込式			

II 工事仕様書	
1. 共通仕様	
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準仕様書」という。)) 及び「公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)) 及び「公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準図」という。)) による。	
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、機械設備工事の工事仕様書は (M/01) 図、建築工事の工事仕様書は (/) 図による。	
(3) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、同等の建設機械とみなすものとする。	
※ 排出ガス対策型建設機械とは、指定要項に基づき指定された排出ガス対策型建設機械をいう。	
2. 特記仕様	
(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。	
(2) 特記事項のうち複数の項目から選択する事項は、 <input type="radio"/> に○印の付いたものを適用する。	
項目	特記事項
① 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 本工事において別表-1に示す材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整理していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
② 環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質フローリング、構造用パネル、集材材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝剤、断熱材、塗料、仕上剤は、アセトアルデヒド及びステレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く) が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 電気工作物の種類	<input type="radio"/> 事業用電気工作物 <input type="checkbox"/> 一般電気工作物
④ 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 <input type="radio"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
⑤ 電気工事事	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
⑥ 工事用電力	・水その他
⑦ 工事用仮設物	構内につくることが <input type="radio"/> できる <input type="checkbox"/> できない
⑧ 監督員事務所	・設ける (号) <input type="radio"/> 設けない
9 仮設備	仮設備項目 (・受変電 ・発電 ・) 仮設備期間 (・図示 ・)
⑩ 施工調査	改修標準仕様書によるほか、下記による。 事前調査 <input type="radio"/> 本工事 (別途工事) 調査項目 <input type="radio"/> 既存資料調査 () 調査範囲及び方法 (・図示 <input type="radio"/> 既存図面調査及び目視調査)

11 足場その他	・ 別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 ・ 内部仮設足場等 (・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等 (・ 種 ・ 種)																																																																
⑫ 形状・寸法等	要図の形状寸法等は、図面表示と多少相違してもよい。 ただし、監督員の承諾を受けるものとする。																																																																
⑬ 配線本数、管路等	分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配管配線経路、配線太さ、配線本数、管径等は、図面と相違しても差しつかえない。 ただし、監督員の承諾を受けるものとする。																																																																
⑭ 金属製電線管の塗装	露出配管は塗装を行う。 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋外 ()																																																																
⑮ 屋外の支持金物	屋外の支持金物、ボルト及びナットなどは、溶融亜鉛めっき仕上げ又はSUS製とする。																																																																
⑯ 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。																																																																
	設計用標準水平震度 (Ks)																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th rowspan="3">機器種別</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">・特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋上及び塔屋</td> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下・1階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				・特定の施設		○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			耐震安全性の分類																																																													
				・特定の施設		○一般の施設																																																											
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																												
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																												
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																												
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																												
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																												
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																												
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																												
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
【備考】	水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器は次のものを示す。 ・ 受変電機器 ○配、分電盤 ・ 発電設備 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ・ 通信総合盤																																																																
(2) 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。																																																																	
(3) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																																																																	
(4) 重量1kN以下の軽量機器の耐震支持については、「建築設備耐震設計施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)に準拠あるいは同等な設計用地震力に耐える方法で設計・施工すること。																																																																	
17 地盤変位への対応	想定次下量 (・小規模 ・中規模 ・大規模)																																																																
⑱ はつり	既存のコンクリート床、壁などの貫通部の穴開けは、図面に特記なき場合、原則としてダイヤモンドカッターによる。 なお、図面に特記がある場合、走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。																																																																
19 撤去後の補修	壁付器具、床置器具、天井付器具撤去後の取付けボルト孔、壁面、天井面の変色等は監督員と協議して補修を行う。																																																																
20 電路の保護	図面に特記なき引き下げ又は立ち上げ部分及び露出部分の配線はMM1 (A型) にて保護する。異通部分の配線は、金属管などで保護する。																																																																
21 照明器具の接地	コードペンダント以外の放電灯器具、LED照明器具及び水のある場所の白熱灯器具は、接地する。ただし、二重絶縁構造等、接地の省略が可能なものは、監督員との協議による。(対地電圧が交流150V以下のLED照明器具を乾燥した場所に施設する場合は、監督員と協議し省略することができる。)																																																																
22 絶縁抵抗測定	取外し再使用機器及び改修に関わる電路は、性能確認のための絶縁抵抗測定を行う。																																																																
23 インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。																																																																
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> </tr> </tbody> </table>	電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5																																																
電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5																																																										
規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5																																																										
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> </tr> </tbody> </table>	電動機出力 (kW)	11	15	18.5	22	30	37	45	規約効率 (%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																																																
電動機出力 (kW)	11	15	18.5	22	30	37	45																																																										
規約効率 (%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																																																										

⑳ 接地極	【備考】 (1) 規約効率は、JEM-TR 245 「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 (2) 規約効率は、JIS C 4212 「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。 (3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213 「低圧三相かご形誘導電動機-トッピングランナーモーター」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする																																																								
25 呼び線	接地極の材料は下表による。なお、設置棒EB (14φ) の長さは1500mm以上とする。																																																								
26 盤類の塗装	<table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th colspan="2">接地極</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同接地</td> <td></td> <td>EP-0.9 (900×900×1.5t)</td> <td>1枚以上</td> </tr> <tr> <td>A種接地</td> <td></td> <td></td> <td>2枚以上</td> </tr> <tr> <td>B種接地</td> <td></td> <td></td> <td>6枚以上</td> </tr> <tr> <td>C種接地</td> <td></td> <td>EB (14φ、L=1500)</td> <td>2枚以上</td> </tr> <tr> <td>D種接地</td> <td></td> <td></td> <td>6枚以上</td> </tr> <tr> <td>高圧避雷器</td> <td></td> <td></td> <td>6枚以上</td> </tr> <tr> <td>雷保護用</td> <td></td> <td>EP-0.6 (600×600×1.5t)</td> <td>2枚以上</td> </tr> <tr> <td>構内交換機用</td> <td></td> <td>EP-0.9 (900×900×1.5t)</td> <td>1枚以上</td> </tr> <tr> <td>電話引込口の保安器用</td> <td></td> <td></td> <td>2枚以上</td> </tr> <tr> <td>通信用</td> <td></td> <td></td> <td>1本以上</td> </tr> <tr> <td>通信用</td> <td></td> <td>EB (14φ、L=1500)</td> <td>6本以上</td> </tr> <tr> <td>通信用</td> <td></td> <td></td> <td>1本以上</td> </tr> <tr> <td>測定用</td> <td></td> <td></td> <td>1本以上</td> </tr> </tbody> </table>	接地の種類	記号	接地極		共同接地		EP-0.9 (900×900×1.5t)	1枚以上	A種接地			2枚以上	B種接地			6枚以上	C種接地		EB (14φ、L=1500)	2枚以上	D種接地			6枚以上	高圧避雷器			6枚以上	雷保護用		EP-0.6 (600×600×1.5t)	2枚以上	構内交換機用		EP-0.9 (900×900×1.5t)	1枚以上	電話引込口の保安器用			2枚以上	通信用			1本以上	通信用		EB (14φ、L=1500)	6本以上	通信用			1本以上	測定用			1本以上
接地の種類	記号	接地極																																																							
共同接地		EP-0.9 (900×900×1.5t)	1枚以上																																																						
A種接地			2枚以上																																																						
B種接地			6枚以上																																																						
C種接地		EB (14φ、L=1500)	2枚以上																																																						
D種接地			6枚以上																																																						
高圧避雷器			6枚以上																																																						
雷保護用		EP-0.6 (600×600×1.5t)	2枚以上																																																						
構内交換機用		EP-0.9 (900×900×1.5t)	1枚以上																																																						
電話引込口の保安器用			2枚以上																																																						
通信用			1本以上																																																						
通信用		EB (14φ、L=1500)	6本以上																																																						
通信用			1本以上																																																						
測定用			1本以上																																																						
27 特定建設資材の処理	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入し、行先表示を行う。 盤類キャビネットの塗装は、指定色仕上げとする。 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律104号)の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。ただし、工事契約後にもやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。 分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面に監督職員に報告する。 (1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び住所 (3) 再資源化等に要した費用																																																								
	分別解体の方法																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建設設備</td> <td>建設設備・内装材の取り外し</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td>・内装材等</td> <td>(・有 ・無)</td> <td>・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>その他の取り壊し</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>(・有 ・無)</td> <td>・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別解体の方法	・建設設備	建設設備・内装材の取り外し	・手作業	・内装材等	(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用	・その他	その他の取り壊し	・手作業	()	(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用																																									
工程	作業内容	分別解体の方法																																																							
・建設設備	建設設備・内装材の取り外し	・手作業																																																							
・内装材等	(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用																																																							
・その他	その他の取り壊し	・手作業																																																							
()	(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用																																																							
	特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>再資源化等をする施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地	・コンクリート			・コンクリート及び鉄から成る建設資材			・木材			・アスファルト・コンクリート																																											
特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地																																																							
・コンクリート																																																									
・コンクリート及び鉄から成る建設資材																																																									
・木材																																																									
・アスファルト・コンクリート																																																									
28 発生材の処理等	再資源利用計画書及び実施書は、建設副産物情報交換システム (コプリス) にて作成し提出すること。 発生材一時保管、集積場所構内に (・有 ・無) ・引渡しを要するもの (・金属類 ・電線、ケーブル類 ・蓄電池 ・照明器具) ・特別管理産業廃棄物 (・PCB使用機器 ・) ・PCB使用機器の有無については、調査を行い結果を監督員に報告する。 ・PCB使用機器の取り扱いについては、監督員の指示を受ける。 ・発生資源利用物 (・ランプ類 ・電線、ケーブル類 ・) ・引渡しを要するもの及び再資源化を図るもの以外は、構外適切搬出処理とする。																																																								
29 建設発生土の処理	・構内敷きならし <input type="checkbox"/> 構内指定場所へのたい積 ・構外搬出 <input type="checkbox"/> 再利用を図る																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>受け入れ場所</th> <th>搬出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	受け入れ場所	搬出距離	建設発生土																																																				
分類	受け入れ場所	搬出距離																																																							
建設発生土																																																									
	上記に示す受け入れ場所・搬出距離は参考であり、実施にあたっては監督員と協議のうえ決定する。																																																								

工事名	佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体及び新設工事	縮尺 A1 S=1/NON A3 S=1/NON	図面名 特記仕様書 (電気設備) その1	設計日 令和 年 月 日	備考	E	01	
	設計変更年月日							1 回 年 月 日
	2 回 年 月 日							3 回 年 月 日

30 地中埋設機	地中埋設機を設ける。材質個数は図示による。 (・電力用 ・通信用)
31 標識シート	低圧地中幹線路及び通信地中幹線路にも設ける。
32 外灯ポール	外灯ポールは、垂吊付着量350g/m (JIS H8641「溶融亜鉛めっき」に規定するH D Z 3 5 以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。(エッチングプライマー、指定色仕上)
⑬ 線名札	幹線に取付る線名札には、施工年月及び施工業者名を記入する。
34 ハンドホール内のケーブル余長	建物直近のハンドホールでは、内部でケーブル1巻分の余長を取ること。
⑭ 機器取付高さ	図面に特記なき場合は、別表-2による。
36 他工事または他工種との工事区分	図面に特記なき場合は、別表-3による。

○別表-1

品目	機材等	適用
照明器具	LED照明器具(一般屋内用に限る)	
盤類	分電盤(実験盤を含む)	
	制御盤	
	可変速運転用インバータ装置	
	照明制御装置	
高圧機器	キュービクル式配電盤	
	高圧交流遮断器	
	高低圧変圧器	
	高圧進相コンデンサ	
	高圧限流ヒューズ	
交流無停電電源装置	高圧負荷開閉器	
	高圧スイッチギア(OH, PW)	
太陽光発電装置	パワーコンディショナー及び系統連携系保護装置	
監視カメラ装置	監視制御装置	
中央監視制御装置	監視制御装置	

○別表-2

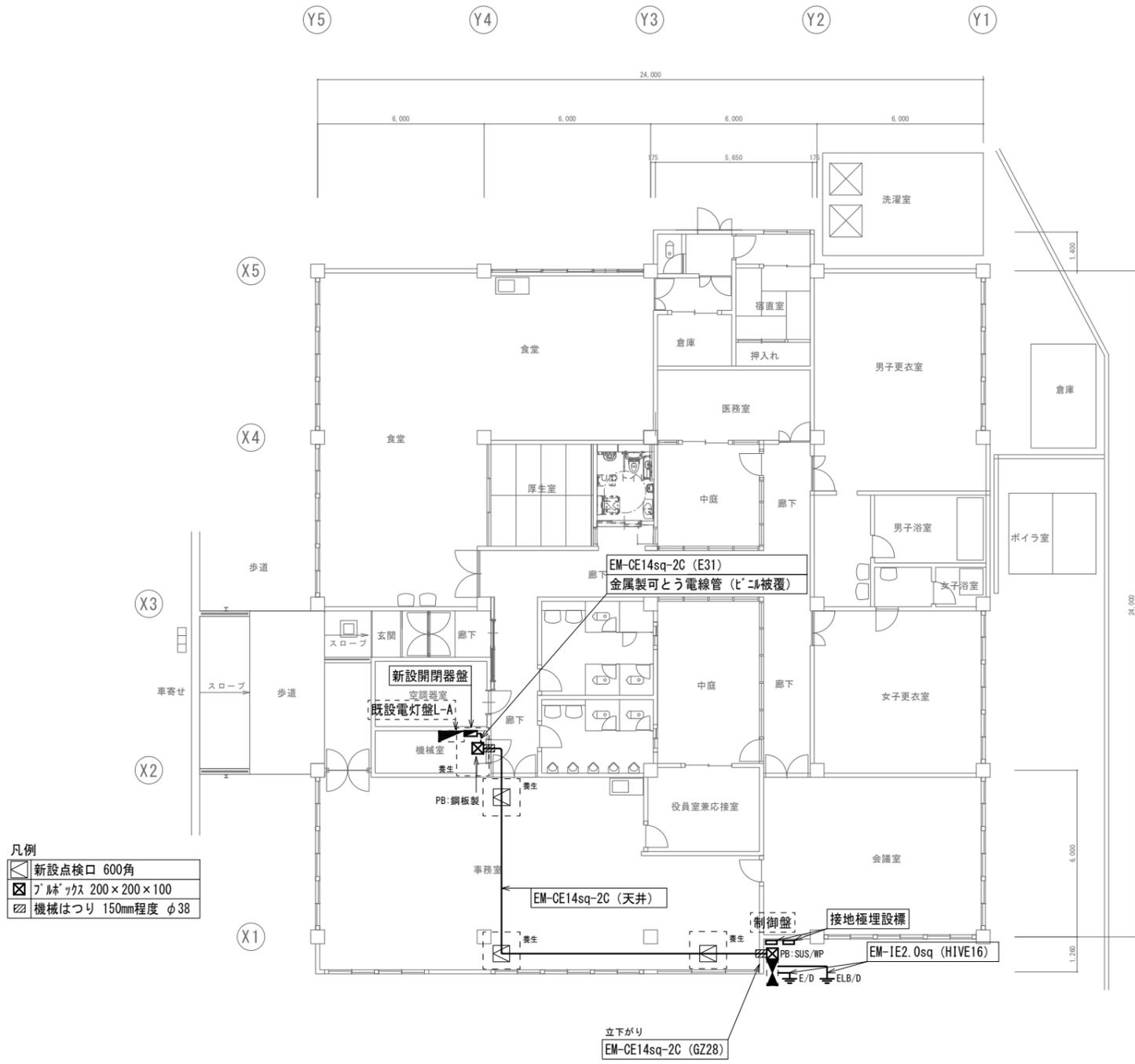
名称	測点	取付高(mm)	名称	測点	取付高(mm)	
取付用計器	地上～窓中心	1,500	表示器	床～中心	天井高×0.9	
引込開閉器	床～中心	1,500	据付発信器	〃	1,300	
分電盤、OA盤	〃	1,500	ベル・ブザー	〃	1,500～2,300	
制御盤、実験盤	(上端1,900以下)		チャイム	〃		
開閉器箱	床～中心	1,500	壁付押ボタン	〃	1,300	
電磁開閉器用押ボタン	〃	1,300	インターホン	〃	1,300	
接地極埋設機	地上～中心	600	外部受付用	〃	標準図による	
給油ボックス	地上～給油口	1,000	壁付位置ボックス(一般)	〃	300～400	
スイッチ	床～中心	1,300	多目的トイレ	〃	1,300～1,500	
多機能トイレ	〃	1,100	呼出ボタン	〃	900	
スイッチ	一般	300	多目的トイレ	〃	1,800	
コンセント	換気扇	1,600～2,100	復帰ボタン	〃	1,800	
	便所	500	表示灯	〃	2,000	
	エアコン	天井下～上端	200～300	親子	〃	1,100～1,500
	台上	台上～中心	150	直列ユニット(一般)	〃	300
ブラケット	車庫	床上～中心	800	直列ユニット(和室)	〃	150
	車椅子	天井下～上端	900	機器収容箱	〃	1,800
	出入口	床上～中心	1,500～2,000	テレビ端子	〃	150～400
	浴室	〃	1,500～2,000	直列ユニット(台上)	台上～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上	機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	発信機	〃	800～1,500	
手元開閉器	床上～中心	1,500	火報受信機(複合盤)	床上～操作部	800～1,500	
操作スイッチ	床上～中心	1,300	副受信機	床上～中心	1,500	
警報盤	床上～中心	1,800	警報ベル	床上～上端	天井高×0.9	
端子盤(室内)	床下～上端	300	表示灯	床上～中心	天井高×0.8	
集合保安器箱	天井下～上端	200	連動制御器(自動閉鎖)	〃	1,500	
電話用アウトレット	床上～中心	150～400	ガス漏れ検知器	LPガス	床上～上端	
電話用アウトレット(台上)	台上～中心	150	都市ガス	天井面～中心	天井面-200	
壁掛形時計	床上～中心	1,500	接地用	床上～中心	500	
子時計	〃	天井高×0.9	雷保護接地用	床上～下端	800	
壁掛形スピーカ	〃	天井高×0.9	端子盤(EPS・電気室)	床上～中心	1,500	
壁付アンテナ	〃	1,300				
時報子時計	〃	2,300				

【備考】 天井高×0.9及び天井高×0.8は、天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
取付高については、事前に監督員と協議する。

他工事との工事区分表

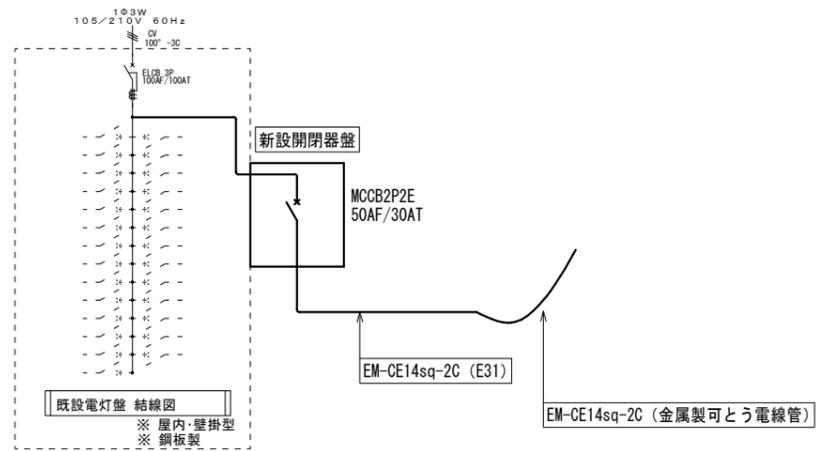
○別表-3

工 事 内 容		本工事	建築工事	機械設備工事	
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内		
			屋外		
			屋上		
		テレビアンテナ基礎			
		避雷針の基礎			
	機械関係	特記した基礎			
		屋内設備			
		屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)			
		屋外設備()			
		架台・アンカーボルト			
開口部	梁、床、壁貫通スリーブ	補強を要するもの			
		補強を要しないもの			
		補強を要するもの			
		補強を要しないもの			
		補強を要するもの			
	開口部	軽量鉄骨下地	補強を要するもの		
		壁・天井・床・階段の切込	補強を要しないもの(アウトレットボックスは除く)		
		埋込形分電盤、端子盤等の型枠	補強を要するもの		
		埋込形分電盤、端子盤等の型枠	補強を要しないもの		
		上記開口部の裏出し			
点検口	床、壁、天井	上記開口部の補強			
		スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)			
		OAフロア配線器具用			
		ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			
		オイルサーピスタンの防油堤、タンク基礎			
	換気扇	本体	床下水槽のマンホールふた		
			ガス漏れ検知器		
			消火栓組込み機器収納箱内配線整理用端子板		
			湯沸室の排気フード		
			取付枠		
流し台		本体(排水トラップ共)	水栓		
			水栓		
浴 槽	本体	機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)			
		機器付属の制御盤への電源供給配管配線			
		自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線			
		自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線			
		機器と付属操作スイッチ等との渡り配線			
	配 線	配管配線	機器と付属操作スイッチ等との渡り配管		
			機器と付属操作スイッチ		
			機器と付属操作スイッチの埋込ボックス		
			煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパー及び排煙口に至る		
			小便器用節水装置制御盤以降の配管配線		
システム天井	照明ライン設備プレート	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部への電源供給			
		自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ			
		防火扉レリーズ			
		電極棒			
		配線ビット及びふた			
	電子錠	電子錠	別途機器などへの接続		
			ボード・Tバー		
			空調ライン設備プレート		
			電気錠及び通電金具		
			テンキー及び制御盤		
浄化槽	浄化槽	杭工事			
		土工事			
		基礎工事			
		電気工事			
		水道リモーターの配線			
	水道リモーター	水道リモーター	水道リモーターの配線の結線と調査		



- 凡例
- ◻ 新設点検口 600角
 - ⊠ プルボックス 200×200×100
 - ⊞ 機械はつり 150mm程度 φ38

平面図(衛生設備) S=1/100



工 事 名 佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事 図 面 名 幹線平面図	設計変更年月日 1 回 年 月 日 2 回 年 月 日 3 回 年 月 日	縮 尺 S=1/100・50 設計年 月 日	佐賀県農林水産部畜産課	番 号 E 03
	佐賀県食肉センター管理厚生棟浄化槽解体 及び新設工事		佐賀県農林水産部畜産課	番 号 E 03
	幹線平面図		設計年 月 日	佐賀県農林水産部畜産課